

国立大学法人京都大学教員就業特例規則及び国立大学法人京都大学教職員休職規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教員就業特例規則 (平成16年達示第71号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 この規則において「教員」とは、教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。</p> <p>2 この規則において「教授会等」とは、教授会及びこれに代わる会議をいう。 (中 略) (休職の期間)</p> <p>第4条 <u>心身の故障のため長期の休養を要する場合の教員の休職の期間は、個々の場合について、教育研究評議会の議に基づき総長が定める。</u> (後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「教員」とは、教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。</p> <p>2 この規則において「教授会等」とは、教授会又はこれに代わる会議をいう。</p> <p>第4条 削除</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成19年12月18日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員休職規程 (平成16年達示第77号)</p> <p>(前 略) (病気休職)</p> <p>第2条 就業規則第15条第1項第1号による休職は、教員にあっては教育研究評議会、<u>職員</u>にあっては人事審査委員会（以下「委員会」という。）の議に基づき<u>大学が行うものとする。</u></p> <p>2 就業規則第15条第1項第1号の事由により教職員を休職にする場合又は休職の期間を更新する場合には、原則として医師の診断の結果に基づいて行うものとする。この場合において、<u>大学は大学の産業医若しくは指定する医師への受診を命ずること、又は本人の主治医に直接意見を聞くことができる。</u></p> <p>3 前項に基づき受診を命ぜられた教職員は、速やかに医師の診断書を提出しなければならない。 (起訴休職)</p> <p>第3条 就業規則第15条第1項第2号による休職は、<u>委員会の議に基づき大学が行うものとする。</u>この場合において、それぞれの教職員の職務遂行、職場の秩序維持等を総合勘案し、事案ごとに判断するものとする。</p>	<p>(病気休職)</p> <p>第2条 就業規則第15条第1項第1号による休職及びその期間の決定は、教員にあっては教育研究評議会、<u>その他の職員</u>にあっては人事審査委員会（以下「評議会又は委員会」という。）の議に基づき総長が行う。ただし、当該教職員から同意書の提出があった場合は、教員にあっては教授会又はこれに代わる会議の議に基づき、<u>その他の職員</u>にあっては人事審査委員会の議を経ることなく、総長が行う。</p> <p>2 就業規則第15条第1項第1号の事由により教職員を休職にする場合又は休職の期間を更新する場合は、原則として医師の診断の結果に基づいて行うものとする。この場合において、<u>総長は大学の産業医若しくは指定する医師への受診を命じ、又は本人の主治医に直接意見を聴取することができる。</u></p> <p>3 前項の規定による受診を命ぜられた教職員は、速やかに医師の診断書を提出しなければならない。 (起訴休職)</p> <p>第3条 就業規則第15条第1項第2号による休職は、<u>評議会又は委員会の議に基づき総長が行う。</u>この場合において、それぞれの教職員の職務遂行、職場の秩序維持等を総合勘案し、事案ごとに判断するものとする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(研究休職)</p> <p>第4条 就業規則第15条第1項第3号による休職は、教授会及びこれに代わる会議の議に基づき<u>大学が行うものとする</u>。ただし、単なる知識の習得又は資格の取得を目的とする場合は該当しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(専従休職及びその他大学が必要と認める休職)</p> <p>第5条 就業規則第15条第1項第4号及び第5号による休職は、<u>委員会の議に基づき大学が行うものとする</u>。</p> <p>(休職の手続)</p> <p>第6条 教職員を休職にする場合又は休職期間を更新する場合には、その事由を記載した説明書を教職員に交付して行うものとする。ただし、教職員から同意書の提出があった場合はこの限りでない。</p>	<p>(研究休職)</p> <p>第4条 就業規則第15条第1項第3号による休職は、教授会又はこれに代わる会議の議に基づき<u>総長が行う</u>。ただし、単なる知識の習得又は資格の取得を目的とする場合は該当しない。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(専従休職及びその他大学が必要と認める休職)</p> <p>第5条 就業規則第15条第1項第4号及び第5号による休職は、<u>評議会又は委員会の議に基づき総長が行う</u>。</p> <p>(休職の手続)</p> <p>第6条 教職員を休職にする場合又は休職期間を更新する場合には、その事由を記載した説明書を教職員に交付して行うものとする。ただし、<u>当該教職員</u>から同意書の提出があった場合はこの限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成19年12月18日から施行する。</p>